

○災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の 移転改築整備事業の概要

※内容については変更になる場合があります。

災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

(ア) 災害イエローゾーン

災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

a 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域

b 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

（a）水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 第 1 項又は第 2 項の雨水出水浸水想定区域、同法第 14 条の 3 第 1 項の高潮浸水想定区域

（b）津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 10 条第 3 項第 2 号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域

（c）特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項の都市洪水想定区域、同法第 32 条第 2 項の都市浸水想定区域

(イ) 対象施設

広域型介護施設等とは、次のいずれかに該当する施設とする。

a 広域型（定員 30 人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室

b 広域型（定員 30 人以上）の介護老人保健施設

c 広域型（定員 30 人以上）の介護医療院

d 広域型（定員 30 人以上）の養護老人ホーム

e 広域型（定員 30 人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。

なお、改築に伴い、軽費老人ホーム A 型・B 型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）

(ウ) 対象事業

災害イエローゾーンに所在する次のいずれかに該当する広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

a 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深（以下「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 2 項に規定される基準水位をいう。）が 1 メートル以上に指定されている場合

b 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が 1 メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が 1 メートル以上となっている場合

（エ）整備内容

原則、災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業についても対象とすることができる。

a 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転に

8

より、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。

b 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

c 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

d 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。

e 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

○対象施設等

対象施設の種別	補助単価（予定）	単位
特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室	5,280 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし増員分 は対象外。
介護老人保健施設	69,200 千円	施設数 ※移転後床数。ただし増員分 は対象外。
介護医療院	69,200 千円	施設数 ※移転後床数。ただし増員分 は対象外。
養護老人ホーム	2,960 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし増員分 は対象外。
ケアハウス(特定施設入居者生活介護 の指定を受けるもの)	5,530 千円	整備床数 ※移転後床数。ただし増員分 は対象外。